

佐賀県告示第二百九十九号

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求で
きる個人情報（平成十四年佐賀県告示第百六十六号）の一部を次のように改正
する。

平成二十二年八月三十一日

佐賀県知事 古川 康

表に次のように加える。

佐賀県職員（物 理）採用選考試 験	〃	〃	〃
佐賀県職員（機 関士）採用選考 試験	〃	〃	〃
佐賀県任期付職 員（建築士）採 用選考試験	〃	〃	〃